（別記様式第１号）

計画作成年度	令和５年度
計画主体	多良木町

多良木町鳥獣被害防止計画

＜連絡先＞
担 当 部 署 名　多良木町役場農林整備課
所　　在　　地　熊本県球磨郡多良木町大字多良木 1648
電　話　番　号　0966-42-6111(代)　096-42-1267（直）
Ｆ　Ａ　Ｘ 番 号　0966-42-2293
メールアドレス　nourin@town.taragi.lg.jp

（注）１　共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には（代表）と記入する。
２　被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

１．対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ｶﾗｽ類・ﾄﾞﾊﾞﾄ・ﾋﾖﾄﾞﾘ・ｲﾉｼｼ(ｲﾉﾌﾞﾀ含む。)・ﾉｳｻｷﾞ・ｶﾜｳ・ﾆﾎﾝｻﾞﾙ・ﾆﾎﾝｼﾞｶ・ｱﾅｸﾞﾏ
計画期間	５年度～　７年度
対象地域	熊本県球磨郡多良木町

（注）１　計画期間は、３年程度とする。
　　２　対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

２．鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

（１）被害の現状（令和３年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品　目	被害数値
ニホンジカ	森林(ｽｷﾞ、ﾋﾉｷ) 大豆	152万円、8.13ha 9 万円、 0.93ha
イノシシ	稲（水稲）	223 万円、 2.12ha
ニホンザル	果樹（栗）	被害はあるが、被害の数値は把握できていない。
ノウサギ	森林（ｽｷﾞ、ﾋﾉｷ）	
カラス類・ドバト	果樹（梨）	
ヒヨドリ	野菜	
アナグマ	野菜	4 万円、 0.01ha

（注）　主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

（２）被害の傾向

ニホンジカ

ニホンジカによる被害は年間を通して発生しており、初めはスギ・ヒノキへの被害が主だったが、平成 16 年頃から里山に出没するようになり、農作物被害が出始めたので、平成 20 年度から鳥獣被害防止総合支援事業に取組んでいる。

ニホンジカによる特徴的な被害として、スギ・ヒノキの成林木への剥皮被害、植林地の幼齢木への食害がある。熊本県による森林被害プロット調査結果より、令和元年度からは減少傾向にある事がわかるものの、農作物被害は未だ発生している。

イノシシ

イノシシによる被害は 、主に水稲の食害であるが、４月～５月にかけてタケノコ等の山菜への被害も確認されており、その被害区域は町全域である。

狩猟期以外について有害鳥獣捕獲を実施しており、近年の生息数については、里山付近での目撃情報は現在も続いている。

ニホンザル

ニホンザルによる被害は、野菜・果樹が夏から秋かけての収穫期を中心に、年間を通して発生している。

また、被害区域は山間部だけであったが、近年は人家に４０～５０頭の群れが出没し、庭の果樹を枝ごと取っていくなど、住環境被害も出ている。

生息数については、捕獲が難しいこともあり、増加傾向にあると考えられる。

ノウサギ

ノウサギによる被害は、年間を通じて発生しており、一番大きな被害としてはシカ同様に植林地の幼齢木への食害が深刻である。

被害区域はシカやイノシシのように町全体ではないものの、山間部を中心に広がっている。

カラス類・ドバト、ヒヨドリ

カラス類・ドバトによる被害は夏から秋を中心に発生しており、主に果樹への被害が多く、糞等による住環境被害も発生している。

被害区域は町全域であり、多数生息している。

アナグマ

アナグマによる被害は明確な被害報告はないが、聞き取りによると夏から秋を中心に発生しており、野菜等被害が集中している。

近年、少しずつ目撃情報が増えており、対応が必要であると考えられる。

カワウ

球磨川流域において飛来が確認されている。主にアユ等の遡上期、産卵期に捕食による被害が発生しており、被害の拡大が懸念される。

（注）１　近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

２　被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

（３）被害の軽減目標

指標（被害金額）	現状値（令和３年度）	目標値（令和７年度）	軽減率（%）
ニホンジカ	1,608 千円	1,125 千円	30
イノシシ	2,230 千円	1,561 千円	30
ニホンザル	―	―	―
ノウサギ	―	―	―
カラス類・ドバト	―	―	―
ヒヨドリ	―	―	―
アナグマ	37 千円	25 千円	30

カワウ	―	―	―
合計	3,838 千円	2,711 千円	

指標（被害面積）	現状値（令和３年度）	目標値（令和７年度）	軽減率（%）
ニホンジカ	9.06ha	6.34ha	30
イノシシ	2.12ha	1.48ha	30
ニホンザル	―	―	―
ノウサギ	―	―	―
カラス類・ドバト	―	―	―
ヒヨドリ	―	―	―
アナグマ	0.01ha	0ha	30
カワウ	―	―	―
合計	11.19ha	7.82ha	

（注）１　被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

２　複数の指標を目標として設定することも可能。

（４）従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	猟友会と連携して捕獲隊が編成されているため、捕獲体制の整備はなされている。　また、鳥獣被害防止総合支援事業により狩猟免許取得の啓発や、狩猟免許取得に係る講習会費の補助を実施した。 捕獲手段に関しては、被害に迅速に対応するため鳥獣被害防止総合支援事業を通して、イノシシ・ニホンジカ用のくくりワナ及び箱ワナの導入しており捕獲手段を充実させている。 ニホンジカについては、より効果的な広域捕獲を実施するため、九州脊梁山地(大分、鹿児島、宮崎、熊本)による一斉捕獲を実施している。 ニホンザル被害対策では、鳥獣被害防止対策協議会において追い払い活動を実施し、一定の効果を上げている。また、生息場所を把握するため、目撃情報の収集に取組んでいる。	高齢化による狩猟者の減少に伴って捕獲隊の後継者の育成が急務となっているため、免許取得の啓発や、狩猟免許取得に係る講習会費の補助を実施したが、新たに免許を取得された方が少なく、若年層を狙った取組みが今後の課題となる。 また、捕獲機材の普及促進のためニホンジカ・イノシシ用くくりワナを導入したが、捕獲はされているものの被害の軽減にはつながっていない状況であり今後は設置場所を考えながら計画的な設置が課題となっている。 また、法改正等により銃の規制が厳しくなった事から捕獲率を上げるため、改善策を検討する必要があることと、銃猟免許保持者が今後継続して有害鳥獣捕獲を続けていくためにも、技能向上の場である上球磨射撃場の維持管理が必要であるが、放出器等の老朽化が顕著である。 合同捕獲の面では、県レベルでの一斉捕獲だけではなく、周辺の市町村と連携した市町

		村単位での一斉捕獲の実施も課題となっている。 ニホンザル被害対策については追い払いも効果があがらず、新たな軽減策を検討する必要がある。
防護柵の設置等に関する取組	平成18年度以降、ニホンジカ、イノシシ被害防止のため電機柵、金網柵、ワイヤーメッシュ柵の設置に対して補助金を交付している。 また、森林被害対策といて森林環境保全整備事業とシカ森林被害防止事業を活用し、多良木町森林組合等が事業主体となり、シカ被害防止ネット等を設置しているほか、補助を受けられない集落では独自に防獣ネットなどの防護資材を設置しているところも見られる。管理面については、中山間地域等直接支払交付金を利用して草払い等を行っている。	防護柵については中山間地域等直接支払交付金等を利用して電気柵や防獣ネットなどを設置されており、また、森林環境保全整備事業とシカ森林被害防止事業でシカ被害防止ネット等を設置している。 しかし、防護柵設置箇所はまだまだ少なく、今後も防護柵設置の取組を啓発及び実施して行く。 追払い活動等については、有害鳥獣の温床となっている耕作放棄地の刈り払い、放任果樹の撤去活動等、今後益々必要となる取組であり、地域住民の方々へ啓発活動と協力をお願いして行く。
生息環境管理その他の取組	鳥獣被害対策資料等による住民への周知を図っている。	地域ぐるみの、潜み場の解消や放任果樹の撤去等が不十分であり、引き続き鳥獣の習性や「えづけストップ対策」の周知を図っていく。

（注）１　計画対象地域における、直近３ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
２　「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
３　「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
４　「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

（５）今後の取組方針

これまで多良木町では、鳥獣の適正頭数を目指し人吉球磨管内での有害鳥獣被害対策協議会で連携し捕獲を実施しているが、被害軽減に繋がっていない現状である。 そのため、捕獲と併せて、被害を防止する取り組みに力を入れていく。 被害を防止する取り組みとは、住民の意識改革、防護柵の設置、追い払い活動の実施等が挙げられる。 また、捕獲隊の高齢化対策については、狩猟免許取得の啓発、免許講習会

費の補助を併せて実施する事で確実に免許取得者を確保する。さらに、銃猟免許保持者については、技術高度化施設について老朽化を迎えているため、施設の存続に対して支援することにより、捕獲活動の意欲を向上させる。 ※今後の計画 ①住民の意識改革により被害防除体制の確立に向け取り組む。 ②住民の自衛意識により防護柵の設置に取り組み。 ③周辺市町村と連携して、一斉捕獲体制の確立を目指す。 ④捕獲に従事する捕獲隊後継者を確保する。 ⑤生息状況と生態調査に連動した追い払い活動を実施する。 ⑥捕獲した鳥獣の肉等、資源としての活用方法を模索する。 ⑦捕獲にあたっては事故発生の防止や錯誤捕獲の防止に努める。 ⑧熊本県猟友会上球磨支部所有の上球磨射撃場の存続に対する支援。

（注）　被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。（ICT（情報通信技術）機器やGIS（地理情報システム）の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。）。

３．対象鳥獣の捕獲等に関する事項

（１）対象鳥獣の捕獲体制

熊本県猟友会上球磨支部 多良木分会 黒肥地分会 久米・槻木分会	多良木町有害鳥獣捕獲隊への従事者の補充等及び有害鳥獣に係る助言や情報提供を行う。
多良木町有害鳥獣捕獲隊　３隊	熊本県猟友会上球磨支部多良木分会、黒肥地分会、久米・槻木分会で構成された捕獲隊が被害発生時の対処及び有害鳥獣の捕獲を行う。

（注）１　鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

２　対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

３　捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

（２）その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
５年度	ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、ノウサギ、カラス類、ドバト、ヒヨドリ アナグマ、カワウ	多良木町有害鳥獣捕獲隊と連携して、捕獲機材の導入を地域に対して推進すると共に、被害の防止についても指導する。 また、事前講習会を熊本県猟友会上球磨支部と連携して行い、従事者の確保、育成を進めていく。
６年度	ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、ノウサギ、カラス類、ドバト、ヒヨドリ アナグマ、カワウ	多良木町有害鳥獣捕獲隊と連携して、捕獲機材の導入を地域に対して推進すると共に、被害の防止についても指導する。 また、事前講習会を熊本県猟友会上球磨支部と連携して行い、従事者の確保、育成を進めていく。
７年度	ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、ノウサギ、カラス類、ドバト、ヒヨドリ アナグマ、カワウ	多良木町有害鳥獣捕獲隊と連携して、捕獲機材の導入を地域に対して推進すると共に、被害の防止についても指導する。 また、事前講習会を熊本県猟友会上球磨支部と連携して行い、従事者の確保、育成を進めていく。

（注）　捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

（３）対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
①　ニホンジカ 捕獲実績から想定される通り、ニホンジカの生息密度が増しており、森林、農作物に多大な被害を及ぼしている。（捕獲実績　元年度 908頭　２年度 790頭、３年度 1,033頭）。今までどおり継続して捕獲に取り組み、熊本県が定める「第二種特定鳥獣管理（シカ）計画」に基づき、D-1地域（八代・球磨地域）にあたる球磨川右岸部分を目標密度5頭/㎢、D-2地域（八代・球磨地域）にあたる球磨川左岸部分を目標密度2頭/㎢を目標とし捕獲計画数は被害状況、捕獲実績等により捕獲計画数1,200頭とする。 ②　イノシシ イノシシによる農作物、林産物への食害は深刻で、年間を通して被害を及ぼしている（捕獲実績　元年度 197頭　２年度 116頭、３年度 184頭）。林産物の採取時期や田植え及び稲の刈り入れ時期頃、重点的に捕獲を行っている。今後も、継続して捕獲に取り組み、県で定める「第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画」に則り、捕獲実績等により捕獲計画数は280頭とする。令和6年度からは豚熱まん延防止の為の野生イノシシ捕獲の強化を図り狩猟期間中も捕獲を実施するため470頭とする。

③ニホンザル ニホンザルによる農作物への被害が発生している（捕獲実績　元年度 ６頭　２年度 15頭、３年度 ６頭）。捕獲実績は多くないが、捕獲を実施する事で追い払いの効果が生まれ、被害は軽減されている。しかし、年々被害は増加していることからニホンザルが学習し始めている可能性があり、今後も、人とニホンザルの棲み分けを基本とする熊本県における野生ニホンザル対策方針の基本的考え方を踏まえ、ニホンザルを威嚇して農耕地等から遠ざける威嚇銃を前提とした有害鳥獣捕獲を継続しつつ、新たな被害軽減策を考える必要がある。その事も考慮し、捕獲計画数は10頭とする。

（注）　近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	５年度	６年度	７年度
ニホンジカ	１，２００	１，２００	１，２００
イノシシ	２８０	４７０	４７０
ニホンザル	１０	１０	１０
ノウサギ	２０	２０	２０
カラス類 ドバト	５０ ５０	５０ ５０	５０ ５０
ヒヨドリ	１０	１０	１０
アナグマ	１００	１００	１００
カワウ	３０	３０	３０

（注）　対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
ニホンジカについては、銃器・ワナを用いた有害鳥獣捕獲、頭数調整捕獲を実施する。 ニホンザルについては追い払いを前提とした有害鳥獣捕獲を実施する。 イノシシについては年間を通して銃器及び箱わな（及びくくり罠）により有害鳥獣捕獲を行う。 ノウサギ、カラス類、ヒヨドリ、ドバト、アナグマについては被害時期、被害状況に応じて銃器及び箱わな（及びくくり罠）による有害鳥獣捕獲を行う。 カワウは、被害が発生している時期のうち適切な時期を選定し、被害が発生している球磨川流域において猟銃による捕獲を行なう。 なお、鳥獣保護管理事業計画に基づき適正な捕獲許可に努める。 対象区域は多良木町全域である。

（注）１　わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

２　捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

（注）　被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

（４）許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
多良木町全域	ニホンジカ，ニホンザル，アナグマ

（注）１　都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第４条第３項）。

２　対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

４．防護柵の設置等に関する事項

（１）侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	５年度	６年度	７年度
ニホンジカ イノシシ	金網柵　7,000m （1,750㎡） 電気柵　7,000m （1,750㎡） ネット柵　600m （2.00ha）	金網柵　1,000m （250㎡） 電気柵　1,000m （250㎡） ネット柵　900m （3.00ha）	金網柵　1,000m （250㎡） 電気柵　1,000m （250㎡） ネット柵　1,500m （5.00ha）
ノウサギ	ネット柵　5,000m （1,250 ㎡）	ネット柵　500m （125 ㎡）	ネット柵　500m （125 ㎡）
ニホンザル	電気柵　2,000m （1,250 ㎡）	電気柵　500m （125 ㎡）	電気柵　500m （125 ㎡）
アナグマ	電気柵　2,000m （1,250 ㎡）	電気柵　500m （125 ㎡）	電気柵　500m （125 ㎡）

（注）１　設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

２　侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

（２）侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	５年度	６年度	７年度
ニホンザル	追い払い活動を実施し、里山から人家にかけた被害を抑制する。	追い払い活動を実施し、里山から人家にかけた被害を抑制する。	追い払い活動を実施し、里山から人家にかけた被害を抑制する。

（注）　侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

５．生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
５年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル アナグマ	「えづけストップ対策」の周知を図り、地域住民が主体的に放任果樹の除去や収穫残渣の適切な処理、耕作放棄地の刈り払いによる潜み場の解消、追い払い活動等のできる体制整備の確立を図る。
６年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル アナグマ	「えづけストップ対策」の周知を図り、地域住民が主体的に放任果樹の除去や収穫残渣の適切な処理、耕作放棄地の刈り払いによる潜み場の解消、追い払い活動等のできる体制整備の確立を図る。
７年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル アナグマ	「えづけストップ対策」の周知を図り、地域住民が主体的に放任果樹の除去や収穫残渣の適切な処理、耕作放棄地の刈り払いによる潜み場の解消、追い払い活動等のできる体制整備の確立を図る。

（注）　緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

６．対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

（１）関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
熊本県	各関係機関との連絡・調整、情報収集・提供
多良木町	各関係機関との連絡・調整、情報収集・提供、関係地区住民への周知
熊本県猟友会上球磨支部	地域巡回、捕獲班の調整
多良木町被害対策実施隊	住民からの通報があった際の罠設置等の対策
熊本県警	地域巡回、鳥獣発生による周辺住民の安全確保及び警戒

（注）１　関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

２　役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
３　対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

（２）緊急時の連絡体制

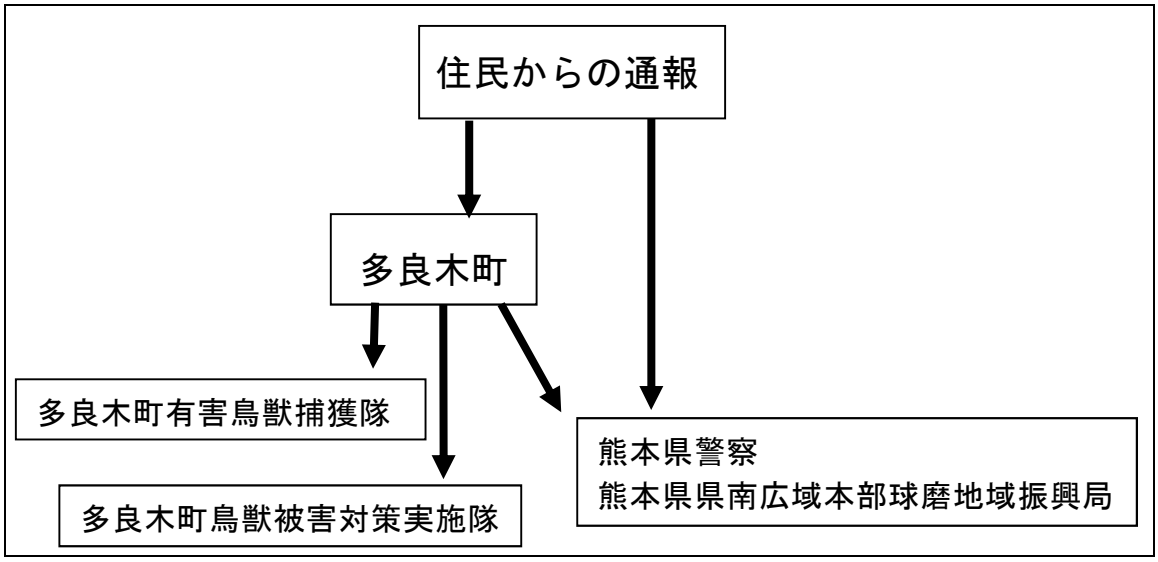

（注）　緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

７．捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲等をした現場での埋設等を実施する。

（注）　適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

８．捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

（１）捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	食肉として利用可能なものについては、多良木町のイノシシ処理センター（村上精肉店）を活用し、処理加工・販売を行うこととする。
ペットフード	

皮革	
その他 （油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等）	

（注）　利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

（２）処理加工施設の取組

（注）　処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

（３）捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

（注）　処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

９．被害防止施策の実施体制に関する事項

（１）協議会に関する事項

協議会の名称	多良木町有害鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
多良木町役場農林整備課	事務局を担当し、協議会に関する連絡・調整を行う
多良木町有害鳥獣捕獲隊	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲の実施を行う
熊本県猟友会上球磨支部	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲の実施を行う
多良木町森林組合	有害鳥獣関連情報の提供と被害防護施設の情報提供を行う
球磨地域農業協同組合	有害鳥獣関連情報の提供と被害防護施設の情報提供を行う
熊本県農業共済組合球磨支所	有害鳥獣関連情報の提供と被害防護施設の情報提供を行う

多良木町農業委員会	有害鳥獣関連情報の提供と被害防護施設の情報提供を行う
多良木町認定農業者同志会	有害鳥獣関連情報の提供と被害防護施設の情報提供を行う

（注）１　関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
２　役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

（２）関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
九州農政局	オブザーバーとして協議会に参加し、有害鳥獣関連情報の提供と被害防止技術の情報提供を行う。
熊本県農林水産部	オブザーバーとして協議会に参加し、有害鳥獣関連情報の提供と被害防止技術の情報提供を行う。
球磨地域振興局農林部 森林保全課 農業普及・振興課	オブザーバーとして協議会に参加し、有害鳥獣関連情報の提供と被害防止技術の情報提供を行う。
熊本南部森林管理署	オブザーバーとして協議会に参加し、有害鳥獣関連情報の提供と被害防止技術の情報提供を行う。

（注）１　関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
２　役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
３　協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

（３）鳥獣被害対策実施隊に関する事項

令和３年４月１日付けで、多良木町職員２０名を鳥獣被害対策実施隊として任命した。

（注）１　被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
２　鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

（４）その他被害防止施策の実施体制に関する事項

（注）　将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

町内における農林作物の被害は深刻な状態に陥っている。また、山間部を中心として高齢化が進んでいるため、被害防護施設の設置、緩衝帯の整備が、限界集落の地域では困難な状態にある。 そこで、広範囲の被害防止対策（被害防護柵の設置、緩衝帯の整備）を講じる場合に、集落、地域住民のみでの対策が困難な場合には自衛隊等の応援を要請することを検討する。 また、捕獲従事者の担い手を確保するために、熊本県が認定している認定鳥獣捕獲等事業者の活用を検討する。

（注）　近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。